

もりぐち児童クラブ「登録児童室」ご利用の保護者の方々へ

「登録児童室」は、1～6年生の児童（ただし、1人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示やルールが守れない児童は、保護者の同伴が必要）および保護者が同伴する3歳以上の幼児が利用対象で、各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、子どもの預かりの場ではなく、自主的な遊びの場を提供します。

地域の実行委員会により運営が行われ、各学校(学園)の登録児童室には、主任パートナーと地域パートナーが複数名で見守りを行っています。

自主的な遊びを中心に宿題や読書タイム、異年齢交流による仲間づくりの場でもあり、「入会児童室」との交流や、地域の方々の参画や協力を得て行う交流・体験活動など、有意義な時間を過ごせる場となるよう努めています。

ご利用に際しては、下記のことについてご留意いただき、保護者の責任においてご家庭で各事項の確認をしてください。

- 1 集団活動の場ですので、参加のための各クラブのルールを守ってください。各クラブのルールはクラブからのお便りや掲示物などでお伝えしています。（例）挨拶をする、安全に気をつける、図書・遊具などを使ったあとは片付けをする、騒がないなど
- 2 主任パートナーや地域パートナーの指示に従って、活動してください。
- 3 利用する際は、登録カードを提示し、帰宅時は登録カードを持って帰ってください。登録カードは卒業まで使用しますので、紛失しないよう大切に使用してください。利用登録申請は、年度毎に必要です。
- 4 利用児童の出入りは自由です。児童を預かる場ではありません。自主的な遊び、学び、交流の場として、各家庭の責任で利用してください。貴重品の管理などの対応はできません。御了承ください。
- 5 ケガや事故の対応について、擦り傷程度の軽傷はパートナーが応急手当を行います。また、負傷の程度により、状況に応じて保護者及び緊急時の連絡先への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。緊急時の連絡先は、日中必ず連絡がとれるところ（勤務先など）をお知らせください。変更になった場合もお知らせください。
- 6 下校時の安全を考慮し、対象校で定められている下校指導時間(午後4時半～5時頃)に合わせ、下校指導を行います。開設時間中の出入りは自由です。
- 7 「マチコミ」の登録を行ってください。登録児童室からのお知らせや、守口市から重要なお知らせ（臨時閉室等）を配信しますので、必ずご登録ください。

登録児童室 Q&A について

詳しくは、
HPをご覧ください

FAQ(よくある質問)

